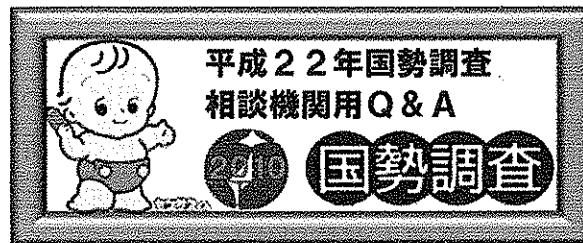


【医療施設・

社会福祉施設等職員編】



基礎知識

国勢調査とは

10月1日を調査期日として行われます。

全国の人口・世帯数などを明らかにするための調査で、その結果は議員定数、地方交付税等の算出根拠などに利用される大変重要な調査です。

「統計法」では、5年ごとに行うこと、また、調査票に記入して提出する義務（報告義務）が定められています。

埼玉県コールセンター（10/24まで）

050-3786-1013

平日 8時30分～20時

土、日、祝日 8時30分～17時15分

調査方法

1 入院者（入所者）全員を調査するのか

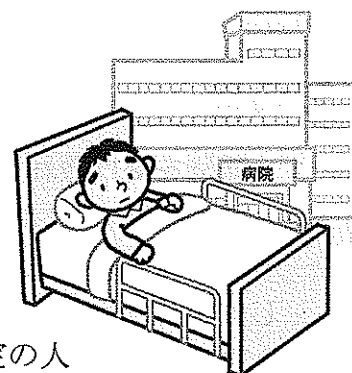
以下の人が調査対象者となります。以下にあてはまらない場合は自宅で調査します。

病院・療養所

- ・すでに3か月以上入院（入所）している人
- ・入院（入所）して3か月にならないが、自宅がない人
- ・転院（転所）してきてから3か月以上にならないが、自宅を離れてから3か月以上になる人

老人ホーム・施設

- ・すでに3か月以上住んでいる人
- ・3か月以上にわたって住むことになっている人
- ・3か月にわたって住む予定はないが、自宅のない人
- ・自宅を離れてすでに3か月以上になる人
- ・3か月以上自宅を不在にする（自宅に戻らない）予定の人



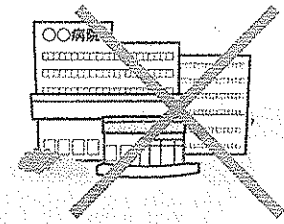
2 調査世帯の捉え方

調査対象者は、棟ごとにまとめて一つの世帯とし、調査します。

以下の場合には取り扱いが異なります。

- ・老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいる

- その夫婦だけで別に一つの世帯とします。
- ・母子生活支援施設に母子で入所している
 - 母子ごとに一つの世帯とします。
- ・管理人が施設内に居住している場合
 - 別の世帯として調査します。



入院患者・施設の入所者とは別世帯とします

3 調査の仕方

調査票、「調査票の記入のしかた」、「調査書類収納封筒」は一人一人に配布します。調査票は原則として調査員が回収します。ただし、郵送提出の希望があれば、「郵送提出用封筒」を配布し、調査員は回収しないこととなりますと聞いています。

相談対応

1 調査票の記入を頼まれたときはどうするか

調査事項を質問し、お手数ですが調査員が調査票に記入してください。

2 調査票の内容がわからない人、判断できない人の調査票はどうするか

次のような取り扱いとなりますので、お手数ですがよろしくお願いします。

- ① 親族等に協力を得て調査を行ってください（代理報告）。
- ② ①はできないが、親族に了解を得られる場合、施設等で知り得ている内容に基づき調査票を記入してください。
- ③ 親族に連絡が取れない等、②が不可能な場合、「氏名」、「男女の別」、「世帯主との続き柄」を記入した調査票を作成してください。



埼玉県マスコット「コバトン」

その他

1 報酬を受け取れない

国の指導では、原則として報酬を受け取れる方を調査員としてお願いすることとなっております。しかし、法人等の方針もございませうことや、国の指導も原則としてとなっておりますことから、報酬をお受け取りいただけないことはやむを得ないものと考えます。調査活動やご協力に対し、何らお支払いできるものがなく心苦しいのですが、よろしくお願いします。

2 報酬を施設の口座に支払ってもらいたい

申し訳ございませんが、支払いは調査員個人名義の口座に限定されております。施設口座に支払いますと調査の民間委託とみなされてしまいますが、現在の法令上、民間委託は認められておりませう。